

月刊ニューズレター 現代の大学問題を視野に入れた 教育史研究を求めて

第12号 2015年12月15日

編集・発行 『月刊ニューズレター 現代の大学問題を
視野に入れた教育史研究を求めて』編集委員会
(編集世話人 富岡勝・谷本宗生)

連絡先 大阪府東大阪市小若江 3-4-1
近畿大学教職教育部 富岡研究室
e-mail: tomiokamasa@kindai.ac.jp
HP(最新号とバックナンバーを公開中)

<http://home.hiroshima-u.ac.jp/komiyama/gen-dai-kyou-ken/>

コラム 長崎女子短期大学の学友自治会選挙から思うこと	山本 尚史	2
逸話と世評で綴る女子教育史(12)		
政府・新聞合流の東京女学校開設記事	神辺 靖光	4
現代にまだ残る女性への根強い偏見に対して思うこと	谷本 宗生	7
新制高等学校の補習科・専攻科の歴史的研究への道		
第12回 学校沿革史にみる補習科・専攻科(8):島根県(2)	吉野 剛弘	10
大阪市の女子教育④—大阪府における女子教育の概要・その3—	徳山 倫子	14
近代日本における大学予備教育の研究⑫		
—神戸商業大学の入学者—	山本 剛	18
回想にみる東京帝国大学農科大学(学部)実科	松嶋 哲哉	24
新制大学の生態誌(11) —新制大学と戦争・平和[5]—	井上 美香子	27
「学生寮の時代」③ —「遊学案内」に見る下宿事情—	金澤 冬樹	30
校友の動静を報じるということ	堤 ひろゆき	34
〈資料紹介〉立教大学における戦後資料		
—『立教大学新聞』にみる学生運動(7)—	田中 智子	37
志賀覚治「普通教育と高等教育の連絡」にみる 明治20年代教育界の問題	小宮山 道夫	40
どんなことが「自治ではない」とみなされたのか(10)		
—東京府尋常中学校長 勝浦朝雄の校友会活動観(その2)—	富岡 勝	43
第2回執筆者交流会記録(前半)	金澤 冬樹	48
第2回執筆者交流会記録(後半)	山本 剛	50
刊行要項(2015年6月15日現在)		53
編集後記		54

コラム 長崎女子短期大学の学友自治会選挙から思うこと

やまもと ひさし

山本 尚史(長崎女子短期大学)

今年は18歳への選挙権付与が行われ、選挙制度に関して変革の年であった。私が勤務する長崎女子短期大学では学生の政治参加を考える取り組みの一つとして、自治会役員の選出を本物の選挙風景を意識して行うこととした。教養科目である

「現代社会と女性」では、1年生を対象として、長崎県選挙管理委員会による18歳選挙制度についての講義をし、次に現職の長崎県議を招き、政治家と学生とのディスカッションを通じて学生の政治参加を促す取り組みを、学長を中心として行ってきた。このような事前教育を経て、教育内容の実践の場として、本年12月に平成28年度長崎女子短期大学学友自治会の役員選挙を実施した。

学友自治会は『鶴鳴百年史』(長崎女子短期大学の設置者は鶴鳴学園である)によれば「昭和五十七年四月に、それまでの学生だけが会員の組織から、教職員も準会員として加入」する組織として誕生した。この組織は「昭和四十五年に財政危機を迎えた短大の再建を旗印に結成された学生自治会」を基盤としている。このような学生の自治組織に教職員が関わったのは、財政再建を成し遂げた短大においては組織を維持することが難しくなり、「二年制の短期大学においてはどうしても予算や諸行事の引き継ぎ等が不十分なこともあり」学生だけでの運営が困難になったという経緯がある。学友自治会の結成に至る背景において、私が興味をひかれるのは「短大の再建を旗印に結成」というところである。今の学生たちは、自分たちが運営してゆく自治組織がそのような経緯を持って成立したことは知る由もないだろう。そして学内で自分たちが大学の運営に関して声を上げることができるとは考えてもいないだろう(と、学生と話をしている感じる)。今の学生たちに「大学を変えよう」という意気込みや使命感はあるのだろうか?と疑問に思いつつ(且つ、自分の学生時代を振り返りつつ)、学生委員会の委員として、教員の側から私はこの取り組みに関わった。

富岡会員は第6号で「大学や高等学校などの教育機関で、18歳選挙権をどのように教育に活かしていくのか」ということは重要な課題になるだろう」と述べられている。この「活かす」ということを考えた時、役員選挙を通じて、私が学生に考えて欲しかったのは、自分たちが大学の運営に加わっている、ということである。それは、学生たちの活動を見ていると、学園祭等のイベントを盛り上げることに意識が集中している節があると感じたためである。今回の役員選挙を通じて、学生自身が主権者意識を持ち、自治会運営に参画してゆくという意識付けを促すことができれば、学生が主権者意識を持って物事を考えていくことにつながるのではないかと願った。

今回の役員選挙は、長崎県・長崎市の両選挙管理委員会から実際の投票箱、記載台等を借り、受付、投票用紙配布所、立会人を学生自身が考え・配置する形で行われた。投票の様子は実際の選挙のスタイルとほぼ変わらないものであった。この時の様子は長崎県内の各メディアが取材を行い、長崎新聞社が「「18歳選挙権」に備えて投票体験 長崎女子短大生 200人」、読売新聞社が「本物の投票箱で役員選挙 長崎の短大生「身近に感じた」という見出しで報じた。投票をした1年生のコメントも記事には見られ、「選挙の雰囲気は初めて味わって身近に感じた」「若い人の視点も、もっと政治に反映してほしい」という声が挙がったようである。

一方、後輩役員を選ぶ選挙に立ち会った現役員の2年生はどのような考えを持ったか聞いてみたところ、「自分たちの跡を継ぐ役員がこういう形で選ばれ、みんながしっかり自治会のことを考えてくれているのが嬉しかった」「こういう取り組みをやってよかった」という声が挙がってきた。また、催された自治会の集まりでは自分たちの活動をふり返り、「大学全体への視点が欠けていた」という声も聞かれた。

1年生の彼女たちが次期役員として行うのは、学校の設備改善要求や学園祭の管理、入学・卒業記念行事の運営など、短大生活において重要なことである。自治会役員はイベントを行う代表を選んでいるのではなく、大学を動かす自分たちの代表を選んでいるという意識を持つことを期待したが、投票した1年生たちはどのように考えたのだろうか。新聞の学生のコメントを讀ん

でいると実際の選挙と結びついているように思うが、来年夏に予定されている選挙に彼女たちはどのような思いで行くのだろうか。彼女たちの多くは今、保育実習に行っている。私の希望ではあるが、「先生方、私たち学生がいない間の大学の運営を任せましたよ」と考えてくれていることを願っている。

***このコラムでは、読者の方からの投稿もお待ちしています。**

逸話と世評で綴る女子教育史(12) 政府・新聞合流の東京女学校開設記事

かんべ やすみつ
神辺 靖光(月刊ニューズレター同人)

明治5年正月の『日要新聞』3号に次の記事が出た。

イワ
12月中、文部省ヨリ布令ニ云ク。人々ソノ家業ヲ昌ンニシ、是ヲヨク保ツ所以ノモノハ男女ヲ論セス各ソノ職分ヲ知ニヨレリ。今男子ノ学校ハ設アレドモ女子ノ教ハ未ダ備ラズ。故ニ先般西洋ノ女教師ヲ雇ヒ共立ノ女学校相開
ツケトドケ
キ華族ヨリ平民ニ至ルマデ受業料ヲ出シ候ハ>入校サシ許シ候間、志願ノモノハ向フ申正月十五日マデ当省へ願ヒ出ベキ事。(女学校入門之心得一略一)

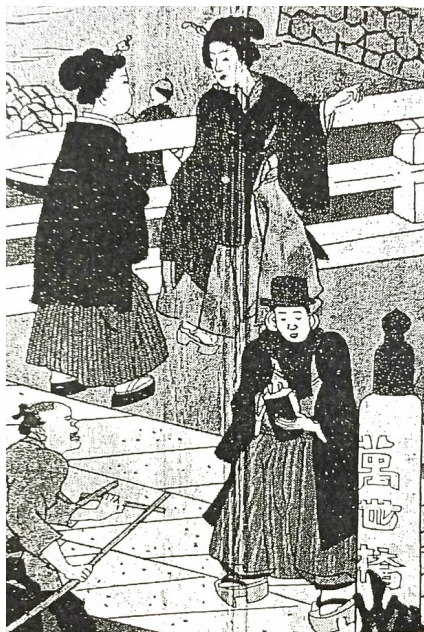
上文「人々ソノ家業ヲ昌ンニシ」以下は明治4年12月の文部省布達10号と同文である。これが画期的なことをまず述べよう。これまで述べてきたとおり「女学校」の言葉は江戸時代にはできていたし、明治初年にはいくつかの藩で女学校をつくっていた。私塾や寺子屋に通う女子もいた。しかし政府は女子が学校

に通うことも、まして女学校をたてることなど宣言したことはなかった。新政府の最初の学校制度案である「大学規則」「中小学規則」(明治3年)は武士対象で、女子就学のことは一言も触れていない。

上記、文部省布達10号がでた明治4年12月はどういう時かとみると廃藩置県というクーデターの政変を断行した後、政府首脳が大挙して欧米を巡る岩倉大使一行が横浜を出航した時、日本初の女子留学生が大使一行に混って渡米した時である(本稿10号)。教育史でみれば、明治元年以来の国学者と漢学者の激烈かつ執拗な争いに愛想をつかした政府が文教の中枢から過激な国学者を追い払い、文部省を創設して洋学者を集め、「学制」の立案に全力をあげていた時期である。こうした中で文部省による官立女学校創設が宣言されたのである。開拓使女学校はまだできていない。

この学校は明治5年2月(旧暦)、南校境内の旧亀岡県邸に開校し、11月下旬、竹平町に校舎を新築、移転して、東京女学校と名乗った。後年、女子高等師範学校長として名をなした中川謙二郎は語る。

明治5年、竹橋内の今の文部省の在る処に校舎を新築して初めて政府の女学校が設けられた。当時、私はあの辺を通る毎に、男の着ける縞の袴をはいた不思議な格好をした女子を見受けたが、それが其学校の生徒であった。東京女学校と称し、国書、英学、手芸等を授け、殊に英学には余



洋学女学生

下の帽子をかぶった男は洋学書生
(『明治文化全集10教育編』裏表紙見返しより)

程力を入れたと言うことである(「明治初年の女子教育」『教育五十年史』国民教育奨励会編纂 民友社 1922年)。

冒頭で、『日要新聞』が、東京女学校開設を報じたことを書いたが、東京の新聞にとって、明治5年正月は躍動の時であった。

日本の新聞が、役者の評判や心中事件ばかり取り上げるチョボクレや瓦版から離れて、海外事情を取り上げるようになったのは『遐邇貫珍』や『バタビヤ新聞』が出るようになった幕末からであった。明治初年には戊辰戦争や政治の動向を伝える『中外新聞』などがでたが、これらの新聞は佐幕派で、新政権を攻撃することが多かった。怒った政府は新聞紙印行条例をつくって新聞を弾圧した。よって、東京の新聞は明治2年から4年にかけて仮死状態になってしまった。

しかるに、明治4年の廃藩置県以後、東京はがらりと変わった。この大変革で政府から公家や大名の首脳が退陣し、薩長土佐の藩閥で実力ある武士が政府の参議・卿の位置に就き、政府の方針は尊皇攘夷、王政復古から富国強兵、殖産興業、文明開化に大転換したのである。この大方針の転換に応じて逼塞していた新聞界は息を吹きかえし、記事、広告、論説を張るようになったのである。

あたらしく興った新聞は新商売、新風俗に注目し、また、東京のいたるところにできた洋学私塾のことを書きたてた。活発な女子学生も注目するところであった。本ニュースレター3号に書いた「東京の英語女学生」はその一端である。政府要人は文明開化を応援する新聞に好感を以って迎えた。乖離していた政府と新聞は同じ道を歩みはじめた。『日要新聞』は明治4年12月にはじまった新聞である。東京の洋学私塾を報道するところが多い(拙論『明治初期・私塾の新聞広告』)。その『日要新聞』が、政府がはじめてつくる洋学女学校を報道したことは、同じ文化的道程を歩みはじめた象徴のように思える。

現代にまだ残る女性への根強い偏見に対して思うこと

たにもと むねお

谷本 宗生(大東文化大学)

本稿では、現代にまだ残るとされる女性への根強い偏見について、私@谷本も一人の人間として少し考えてみたいと思う。まず 2015 年 10 月 26 日の毎日新聞に掲載された「少女たちの祈り」の記事は、とても衝撃的な内容である。今もネパール各地に残るチャウパディ慣習による、女性たちへの劣悪な待遇である。生理中の女性は汚れている!という理由から、衛生環境の悪い生理小屋に隔離する宗教的な慣習を指す。ある村では、初潮時には 10 日間、2回目は 8 日間、3回目から妊娠するまでは 6 日間、出産後は 5 日間ほど生理中の女性を隔離するという。驚。13 歳の初潮を迎えた少女はかく呟く。「生理なんて、一生来なければよかった…」と。生理小屋に入っている間は、朝一番に冷たい川の水で身を清める。家畜や異性に触れることは厳禁。2015 年 4 月のネパール大地震後にも、生理中の女性が不浄という理由で、避難所に現地の皆と一緒に居ることがむずかしい!と問題視されたのだという。同上の新聞記事の内容は、下記のサイトをご覧ください。

<http://mainichi.jp/shimen/news/20151026ddm001030195000c.html>

<http://mainichi.jp/shimen/news/20151026ddm041030149000c.html>

NHK の朝のテレビ小説「あさが来た」の女主人公が、幕末から明治を迎えたばかりの封建的な九州男児らを前に、かく粹な啖呵をきるシーンが印象的である。「おなごやからいうて、初めから見下して。大体あんたら、一体誰から生まれて来た!と思うてはりますのや?おなごやいうて、舐めたらあきまへんで!」と。すると、主人公の一言で見事にたじろぐ九州男児らは、まさに滑稽であったといえる。ここで、読者ら釈迦に説法?と思うが、近代日本の女子教育制度の歴史を振り返っておこう。1872 年の学制発布以来、初等教育の普及は男子に比べ緩やか

ながら徐々に高まり、1910年代ころには女子も100%近い就学率をみせる。近代国家における国民統合という義務教育の意図は、女子の就学率の向上によって貫徹されることになる。大正期以降になると、都市中産階層の女子子弟による中等教育・高等教育への進学志向も表面化することになっていく。男子に対しては、中学校—高等学校—大学という進学ルートが基本的に開かれていたが、女子に対してはそのルートは閉ざされた状態であったといえよう。高等女学校、女子専門学校、女子師範学校などは、限定された教育システムながらも女子の進学要求に応える機関として存在している。1930年ころには、高等教育機関における全在學生に占める女子学生の割合は約2割に達し、その内の8割近くが私立の専門学校に在学していたのである。女子専門学校は、大きくみて宗教的な教養教育を重視する学校群、良妻賢母を旨とする裁縫・家政系の学校群、医・歯・薬学系の専門職業教育の学校群などに区分できる。多くの卒業生らが限定した職種への就職や結婚して主婦となる選択を志向したことから、男性の補完的な機能を果たすという性別役割分業が確立していったものと考えられる。1872年の学制以降、近代日本は表面的には国民皆教育を志向したが、現実には男女別学の教育制度が採用されたのであろう。詳細な女子教育の歩みは、神辺靖光さん徳山倫子さんらのご研究に従いたいと思う。

現代日本において、このたびマタニティーハラスメント(マタハラ)の厚生労働省による初の実態調査の結果が発表されている。マタニティーハラスメント(マタハラ)とは、女性の妊娠や出産、育児を理由に退職の強要や身分待遇の降格など、働く女性に対する不当で不利益な取り扱いをいう。妊娠・出産した派遣社員の48%が「マタハラを経験したことがある」と回答している。正社員21%に比較して、雇用が不安定で一般に立場の弱いとされる派遣社員が被害に多く遭うということが示されているといえよう。厚生労働省も本年秋より、男女雇用機会均等法の精神に反し是正勧告に従わない悪質な事業主を実名公表するとしている。そんな最中、女性が子育てをしながら働ける社会の実現へ向けてより促進

する司法判断が、2015年11月17日の広島高裁判決である。原告の女性は、出産後に副主任@管理職への復帰を求めたが、病院側は女性を批判するだけで取り合わなかったという。職場でその結果孤立していき、復職から約2年後に退職せざるを得なくなったという。訴えられた病院側の主張は、原告の女性には副主任としての適格性が乏しい!と原告女性を批判している。今回示された高裁判決は、妊娠を理由とした降格の違法性をあらためて指摘し、「事前に説明がない中で副主任を解かれ、復帰後の地位についても不安を払拭できる説明を受けられなかったことにより、職業人としての誇りを傷つけられた」と。判決後の原告女性は、「今なお妊娠・出産・育児をすることにより不当な扱いを受け、つらい思いに耐えている女性が大勢います。その声を聞くたびに、自分の経験と重なり涙が出ます。子どもを産み育てながら働き続けるため、事業主は男女雇用機会均等法を守ってほしい!」といったコメントを発表している。男女共同参画社会の実現は、たしかに一步の積み重ねの先に訪れるのであろう。険しいとされる千里の道も、確実な一步一步からである。来年の通常国会では、マタハラ根絶対策となるべく各事業主に徹底した社員教育の実施や相談窓口の必置などを規定する法改正の審議が予定されているという。

たとえば東京都文京区では、「ぶんきょうハッピーベビープロジェクト」として、ハッピーベビー応援団を設置し、子どもを安心して産み育てられるよう、子育て相談を始めとしたさまざまな支援活動を行っている。その応援団の一人でもある伊藤綾さん(『ゼクシィ』統轄編集長)は、ご自身も2008年に双子を出産し子育てに奮闘している母親である。子育ての先輩としてのメッセージを次のように述べている。「結婚と仕事、出産と仕事、どちらかを選択したら片方は犠牲にしなければいけないのではと悩んでいる女性も多いと思います。でも、もしどちらも希望されているとしたら、トレードオフしない、あきらめないでほしいと思います。自分の人生を大切にすることが他者をも思いやり大切にすることに繋がり、その視点が仕事にも活かしうると思うのです。部下たちには、それは特別な人だからできるのではない、小さなことからいい、本当は難しくないんだよ、と話していま

す。『子どもを産んでも辞めなくていい社会』から『仕事をしつつ、家族と一緒に夕食を食べられる社会』になったらいいなと思い、私は私にできることを精一杯やっていきたいです。大変なこともあるけれど、一緒にがんばりたいですね。」(文京区保健衛生部健康推進課『Happy Baby Guide Book』2014年10月、17頁)。夕食を家族と一緒に!というアピールは、とても素敵ですね。伊藤さんの上司は、産休前に「とことん生活をしてきなさい!」といい、仕事のブランクと思わずに生活者の視点をしっかり把握できるよい機会にすればいいとアドバイスしたよし。へ、それは凄いわ。それで、伊藤さんも「出産はキャリアのハンデではないという考え方もあるんだ!」と、気付いたんだと。その結果、復帰後「かわいすぎる@立てて置けるしゃもじ」や「乙女すぎる@ドライバーセット」といった生活に役立つ附録アイデアを会社の仲間らと企画できたなんて。そして今、伊藤さんはかつて夜遅くまで残業するスタイルから、できる限り定時退社の帰宅スタイルに心がけ、「仕事に活かせるアイデアは生活や趣味の中にたくさんあるんだから、仕事以外の時間を広げよう!」と率先して皆に呼びかけている。働く@子育てママには、ホント勇気づけられる先輩@ママからのエールだね。

新制高等学校の補習科・専攻科の歴史的研究への道

第12回 学校沿革史にみる補習科・専攻科(8):島根県(2)

よしの たけひろ

吉野 剛弘(東京電機大学)

今号では、1966(昭和41)年に専攻科設置を求めた際に展開された主張を検討していく。学校沿革史レベルで申請や陳情の様子を追えるのは、松江北高等学校と出雲高等学校である。

松江北高等学校のPTAは、1966(昭和41)年1月に、以下に示すような陳情を県教育委員会に行った(『松江北高等学校百年史』(1976年)、pp.1595-1597)。

島根県立松江北高等学校専攻科設置に関する陳情書

陳情 学校教育法第四十八条第二項に基き、下記により専攻科を設置していただくことについて格別の御配慮を賜われますよう陳情いたします。

(名称、位置、開設の時期、学則その他:省略)

五、設置の事由

高等学校卒業生で大学に進学する者に対して、高等学校教育課程にさらに精深の度を加えた教育を施すため。

六、陳情の理由(専攻科設置を必要とする理由)

(一) 最近の大学進学状況についてみるに、周知の如くベビーブームの波が、大学の門におしよせるに至り、四一年以降の大学の入学難は空前の深刻さとなりました。四一年に於てすでに二六万人の浪人の発生が予想され、資料(一)によっても四三年のピーク時をすぎてもこうした情勢は変わることなく続いていき、正に当分は全国的に「浪人時代」が続くものと考えられます。

(二) 一方、大学生の急増対策は四一年度において志願者が一六万人増加したのに対し、文部省は漸く三万二〇〇〇人の増募をしたに止り、あとは私立大学の水増し入学に頼るの止むなき事情にあります。大学側の事情などを勘案すれば、将来も情勢は楽観を許されないと考えられます。

(三) ところが私立大学の財政難に基く学資の高騰は、国立大学のそれとの較差をいよいよ大きくし現在では一般中、下流家庭にあつてはその子弟を私立大学に進学させることは、すこぶる困難のこととなってまいりました。いきおい大学志願者は国立大学の門に殺到せざるをえず、大学入学者の二割を迎えるにすぎないその門はいよいよ狭く、志を達しなかった者は経済的困難を敢えてして私立大学の門に転進するかあるいは浪人を耐えしのんで来るべき機会をまつ以外に方法はなく、なかにはあたら英才をいだきつつ進学を断念するの止むなき者も出現しております。

(四) 県下の情勢および北高卒業生の状況を資料(二)及び(三)について御覧願いたいのでありますが、ここも前述の全国的状況の例外ではありません。県下では約四三〇名、北高卒業生では六九名が現在浪人中ですが、その内都会の予備校に出かけているものも多大の経済的事情から都会に出られない者は、止むなく自宅において勉学せざるをえない状況にあります。さらに、大学に進学したものの中でもその志望を能力以下のところに落して、二期校あるいは私立大学の二流校に進学したため、自己の能力を今一度十分に試したかった憾みを残している者のことを考えるならば、適性と能力に応ずる大学進学は決して満足に果されていない状況であります。これらも都会から遠い島根の特殊な環境の事情に基くものといえましょう。

(五) 吾々は、いかなる困難な条件をも克服する英才の育成を計るべきはもちろんでありますが、いかなる英才でも現在のような入学試験制度のもとでは、必ずしも一〇〇パーセントその実力を発揮できるとは限らず、遠距離地への旅行、都市の喧噪などのハンディキャップを負った受験には、不運なくじを引く者が出ることは否めません。吾々は、こうした悲運の英才をして今一度機会を与えて、彼らの能力に応じた大学へ適切に進学させるために従来の高校教育の伸長上に極めて自然に、より精密な教育を施し、師弟相携えて生活指導の徹底を期したいと存じます。

以上島根の実情から考えて、人材育成、能力に応じた進学指導の徹底の見地に立って、専攻科のことを切にお願いするものであります。

(資料:省略)

出雲高等学校についても、その申請の概要を見ることができる。その内容は以下の通りである(『出雲高等学校六十周年記念誌』(1980年), pp.169-170)。

・要望の概要

現在のような過酷な大学入試の制度下では、大学教育を受けるにふさわしい資質と能力を有する生徒でも入試に失敗し浪人を余儀なくされ、その不安感が高校教育をその正常な姿から遠ざけ予備校化に拍車をかける結果になっている。補習教育を目的とする専攻科の設置は浪人救済のため必要な措置であり、これが高校教育を正常な姿にする方法でもある。

従来入試に失敗した者は、多大の経済的負担をしのびながら都会地の予備校に進むか、自宅学習か、または大学進学を断念するかの道しかなく、経済的あるいは精神的理由からあたら英才を埋める結果となっている。経済的負担力の乏しい当地域において特に設置が望まれる。

人間教育の立場から浪人の教育を、営利を目的とした都会の予備校にゆだねるべきでなく、高校教育の延長として高校自体がその教育を担うべきである。

高校生急増は本年最高に達し、大学入試の門は極めて狭く、浪人の数は戦後最高になりこの傾向は今後長期にわたって続くものと考えられ、専攻科の設置は好機でもあり急務でもある。

・設置要項(概要)

目的…高等学校卒業で大学に進学を希望する者に対して、高等学校教育課程にさらに精深の度を加えた教育を施すため。

(修業年限、募集人員、教育課程、職員、施設・設備:省略)

両校に共通するのは、都会に出ることなく大学入試のための準備ができる機関が必要であるということである。そこには経済的な負担に耐えられないという厳しい事情も見え隠れしている。なお、この点は、後に検討する鳥取県の専攻科の設置に際しても持ち出される論理である。

また、出雲高等学校の申請では、都会の予備校が営利的なものとして、高等学校に置く専攻科と対比されている。福岡県の場合と同様、学校こそが生徒の

教育を担うにふさわしいという考え方である。

県当局は専攻科の設置自体は前向きだったものの、予算査定後のために財政的措置が困難という理由から、最終的に PTA 立になったという（同前書、p.170）。しかし、予算査定後であることが設置できない理由ならば、最初の年度のみを PTA 立の補習科として、翌年度からは専攻科を設置してもよいはずである。そうはなっていないことに専攻科を置くことの困難が垣間見えるが、学校沿革史にはその事情は語られていない。他の資料に基づいた検討が必要である。

では、専攻科が頓挫した結果、妥協策として設置された補習科は、どのような実態だったのだろうか。次号以降はその問題について検討しておくことにする。

大阪市の女子教育④

一大阪府における女子教育の概要・その3ー

とくやま りんこ

徳山 倫子(京都大学大学院)

今回も前回に引き続き、大阪府における女子教育の概要について述べる。

【5】大正期～昭和期：女子教育の拡充と小学校付設各種学校の消滅

大正期には教育熱の高まりにより中等学校への受験競争が激化し、それに伴う学校増設が見られた。大阪府においては府立高等女学校が次々と新設され、また、郡立高等女学校からの府立移管もなされた¹。府立高等女学校の設置は1941（昭和16）年まで行われ、最終的に全15校となった。

高等女学校への入学志願者の増加は最早、府立高等女学校の増設や、同時に増設されつつあった私立の高等女学校・「高等女学校二類スル各種学校」²のみで対処できるものではなくなっていた。そのため、明治期には高等女学校の設置から手を引いた大阪市も、1921（大正10）年に市立高等女学校を設置す

る運びとなった³。

さらに、大阪市においては、市のみならず区が女学校を設置していたことに特色がある。当時の大阪市には北区・東区・西区・南区があったが、これらの区は現在の行政区と異なり、東京市・京都市の区とともに法人格を持ち、区有財産による学校の設置が可能であった。大阪市においては、北区・東区・西区で区による女学校の運営がなされた⁴。北区では1916(大正5)年に北区実科女学校が設置され、これは当初は各種学校として設置されたが、1926(昭和2)年に大阪市の移管され市立実科高等女学校となった後に、1934(昭和9)年に高等女学校に組織変更され市立扇町高等女学校と称した⁵。西区では1921(大正10)年に西区高等実修女学校が、東区では1923(大正12)年に東区女学校が設置された⁶。これまでのニューズレターでも述べてきたが、この西区高等実修女学校が大阪市立大学家政学部の前身となっている。

西区・東区に設置された2校の女学校は、「職業学校規程」による職業学校として設置されたものであった。職業学校は1921(大正10)改正の「実業学校令」において、実業学校の新たな種類として定められたものである。「職業学校規程」第5条では、「職業学校ノ学科ハ裁縫、手芸、割烹、写真、簿記、通信術其ノ他特種ノ職業ニ付之ヲ定ムベシ」とされ、他の種類の実業学校(農業学校・工業学校・商業学校等)が包摂することができない多様な学科を課す学校が職業学校に分類されることとなった。その一方で、「職業学校規程」附則には、「本令施行ノ際現ニ存スル徒弟学校規程ニ依ル女子職業学校ハ本令ニ依ル職業学校ト看做ス」とあり、職工徒弟を養成するという本来の目的とは裏腹に女子のための学校が増加した徒弟学校が解体され、女子を対象とする学校は職業学校に、残りの男子を対象とする学校は工業学校に組織変更されることとなった。このような背景により職業学校は、女子徒弟学校の流れを引き継いだ「裁縫」・「手芸」を課す学校が大半を占めており、1943(昭和18)年の「中等学校令」により廃止されるまで女子教育を担う大きな勢力となっていた⁷。

また、この時期には女子高等教育を担う学校も設置された。1924(大正13)

年には府立女子専門学校が設置され、この他にも複数の高等女学校・職業学校に高等科・専攻科・補習科が設置された⁸。高等教育機関への接続に関しては、1903(明治36)年の「専門学校令」により高等女学校の卒業生には専門学校への入学資格が与えられていたが、1924(大正13)年には実科高等女学校や女子実業学校(指定を受けた学校、いわゆる「甲種」のみ)の卒業生も高等女学校卒業生と同等と看做されるようになり、高等教育を受ける資格をもつ女子学生が増加した時期でもあった。

ところで、これまでのニューズレターで述べてきた小学校付設各種学校はどうなったのであろうか。前回のニューズレターでも述べたが、一部の学校は明治期に組織変更され、実業学校や実科高等女学校を経て高等女学校になった。しかし、このような学校はほんの一部であり、大半の学校は1921(大正10)年より順次、実業補習学校に改変された⁹。実業補習学校は1893(明治26)年の「実業補習学校規程」制定後に設置され、当初は男子校を中心に増加していたものであったが、女子を対象とする学校の数も全国的に増加し、1920(大正9)年に同規程が改正された際には女子に関する条文が付け加えられている。大阪府ではこのような法令改正の影響を受け、小学校付設各種学校から実業補習学校への組織変更が促進されたと考えられる。実業補習学校は実業学校の一つであったが、他の種類の実業学校とは種々の点において扱いが異なるものであった。設置基準が緩やかで他の実業学校より簡易に設置することができたが、卒業しても高等教育機関への受験資格が得られなかったのである。

実業補習学校は1935(昭和10)年の「青年学校令」公布により、青年学校と改められることとなった。この際、大阪市では市立女子実業補習学校42校を一斉に職業学校へと「昇格」させており、青年学校になった学校は存在しなかった¹⁰。一方、男子を対象とした実業補習学校の「昇格」は一部の学校のみであり、残りは青年学校となっており、設置状況には男女の差が見られた¹¹。

その後、戦時期の1943(昭和18)年には「中等学校令」公布され、中学校・高等女学校・実業学校が中等学校として定められた。また、同令公布に伴い、実

科高等女学校と職業学校は廃止された。職業学校は大阪市において多数設置されていたが、これらの学校がどのような末路を辿ったのかは不明な点が多い。しかし、1944(昭和19)年の「大阪府公立私立青年学校一覧」からは、市内各区に男女を対象とした青年学校が設置されたことが判明しており、「青年学校令」制定時には設置されなかった女子を対象とする青年学校が、職業学校廃止により設置されるようになったと推測される。

この他、「中等学校令」中の「高等女学校規定」では、夜間教授を行う高等女学校を設置することや、高等科が設置されている国民学校に修業年限2年の高等女学校を併設することが認められるようになり、高等女学校の設置条件が緩和された。これらの制度変更により戦時期～戦後の女学校の設置状況は大きく変化したが、この時期についての研究はほとんど進められておらず、今後の課題とされるべき領域である。

¹ これは1921(大正10)年に郡制廃止が決定されたことの影響も大きい。

² 高等女学校では宗教教育が禁じられていたため、高等女学校と同程度の学課を課すと認められた宗教教育を行う女学校は「高等女学校二類スル各種学校」として扱われていた。

³ 『大阪府教育百年史』第1巻、548頁。また、前回のニューズレターで言及した堺女子手芸学校は1922(大正11)年に堺市立実科高等女学校に、1924(大正13)年に堺市立高等女学校となった(堺市立堺高等学校『堺高のあゆみ』1978年)。このように、市立高等女学校の設置は大阪市以外の市でも進められた。

⁴ ただし、これらの学校は統計上では市立学校として扱われた。

⁵ 大阪市立桜宮高等学校『80年のあゆみ』2001年。扇町・桜宮の設置以降、昭和期には複数の市立高等女学校が設置された。

⁶ 新修大阪市史編集委員会『新修 大阪市史』7、1994年、936頁。

⁷ 職業学校の量的把握は、井上知則「職業学校に関する史的考察—その量的把握をとおして—」(『技術教育研究』増刊号、1982年)においてなされている。徒弟学校については前回のニューズレターで述べたため、今回は詳述しない。

⁸ 大阪府の女子高等教育については、土屋尚子「大正期における女子教育の展開—大阪府を例として—」(『人間関係論集』14、1997年)に詳しい。

⁹ 田中はるみ「戦前昭和期、大阪市の女子実業教育—大阪市立女子実業補習学校を中心に—」(『大阪の歴史』42、1994年)を参照。

¹⁰ 同上。

¹¹ 大阪府内でも大阪市以外の市町村では女子実業補習学校から女子青年学校へと組織変更されている。

近代日本における大学予備教育の研究⑫

—神戸商業大学の入学者—

やまもと たけし

山本 剛 (早稲田大学大学院)

はじめに

前回までは、東京商科大学を事例として検討してきた。同大学は1920(大正9)年の大学設立と同時に、修業年限3年の大学予科が設置された。同大学の大学予科設置が政府の意向ではなかったことはすでにふれた。

本号からは、1929(昭和4)年に官立商業大学として設立された神戸商業大学(以下、神戸商大)を事例として検討する。後述するように同大学は大学設立と同時に大学予科の設置を望んだが、政府の政策上それは認められなかった。同大学では大学予科は大学教育のうえで重要な機関であるとして、大学予科設置を要望する。しかし、大学予科が設置されたのは大学設立から10年後の1940(昭和15)年を待たねばならなかった。

ここで同大学は大学予科設置をどのような理由から要望し、さらにはその大

学予科ではどのような教育が意図されたのかを考察することは、近代日本における商業系大学の大学予備教育の特質を明らかにするうえで極めて重要な意義をもつと言える。

本誌では、神戸商大の大学予科設置の理由として挙げられた入学者の問題について検討する。

1 入学者の問題

周知のように1918(大正7)年の大学令により実業専門学校¹の大学「昇格」が認められた。さらに実業専門学校卒業者に高等学校高等科卒業者(以下、旧制高校)と同等の大学入学資格が与えられた¹。

神戸商大は、1922(大正11)年に神戸高等商業学校の大学「昇格」を閣議が承認し、翌年その予算案が議会を通過して1929(昭和4)に設立された。

ところで、1922(大正11)年の第45回帝国議会に提出した五校昇格案では、東京・大阪の工業大学、神戸商業大学に予科及び専門部を附置しないことが明らかとなり、神戸商大では大学予科の設置は認められなかった²。同大学では、大学「昇格」と同時に予科設置を望みながらも、「政府の財源関係等より見る」と、「予科設置運動は目下行詰りの状態」で当分不可能であるとし³、まずは大学「昇格」に「全力を傾倒」すべきとした⁴。

この大学予科設置が認められない理由は、旧制高校増設にともない、旧制高校卒業者のなかで、大学に入学できない者が多数でてこないための措置であったとされている⁵。また、神戸商大関係者の当時の意見としては、同大学の「昇格」を認めたのも、結局のところ「高等学校を出たものが行くところがないから」、「商業大学を置いた」のであり、そのために「予科をもたないこと」になったとされた⁶。いずれにせよ同大学では政府の政策上、大学設立時に大学予科が設置されなかった⁷。

2 入学者の教育的背景

同大学は入学定員 200 名のうち、100 名は第 1 類として旧制高校卒業者、残りの 100 名は第 2 類として高等商業学校卒業者を收容した。次の表 1 は同大学開校時の 1929(昭和 4)年から 1939(昭和 14)年までの旧制高校卒業者と高等商業学校卒業者のそれぞれの入学状況である。

表 1 旧制高校卒業者と高等商業学校卒業者の入学状況(1929 年—1939 年)

	第 1 類 旧制学校					第 2 類 高等商業学校	
	第 1 次		第 2 次		合計		
	入学志願者	入学者	入学志願者	入学者		入学志願者	入学者
1929年度	32	26	51	34	60	502	185
1930年度	29	21	90	47	68	270	162
1931年度	49	41	62	31	72	329	164
1932年度	60			49	49	254	151
1933年度	60			51	51	266	150
1934年度	62	54	100	54	108	318	123
1935年度	64	58	83	56	114	310	99
1936年度	52	44	76	51	95	285	113
1937年度	56	46	82	62	108	294	127
1938年度	55	46	63	46	92	315	123
1939年度	26	22	66	46	68	358	136

(注)1932 年度、1933 年度は、募集を一回に限ったほうが優秀な学生が集まるとし、第 2 次募集を中止した。『神戸大学百年史』217 頁。(1929 年度—1933 年度は「神戸商業大学入学志願者及入学者数」神戸大学附属図書館大学文書史料室所蔵より作成。1934 年度—1939 年度は『神戸商業大学一覽』より作成)

表1が示すように、入学者のうち第 2 類の高等商業学校卒業者に比べて、第 1 類の旧制高校卒業者は、第 1 次募集で入学を志望するものが少なく、同大学では第 2 次募集を行い定員を満たす状況であった。なお、入学者をめぐる動向は毎年、学内新聞の『神戸商大新聞』にとりあげられた。

ただし、1935(昭和 10)年度の入学状況は注目された。この年は入学者のうち旧制高校出身者が半数以上を占めたのである。これに関して『神戸商大新聞』では次のような内容が報じられた⁸。すなわち、学校当局が入学者のうちど

ちらの生徒を收容したいのか「長い間疑問」であったが、「何はともあれ高校出身者に対する大学当局の態度を示す」とされた。これは第2類の高等商業学校出身者は志願者310名中99人しか入学できない厳しい競争であるのに、一方の旧制高校出身者は第一類入学者の場合、一次は無試験であるうえに、第2次入学者を定員以上の56名も入学させたのは、「大学当局の高校出身者重要視の一具現である」と指摘したのである。そして、それが「意識的」なのか「偶然の結果」なのか、あるいは「大学昇格に際して高校生を優遇することを一条件としたことが今回の挙に出」たのであるのか、大学当局が「如何なる態度」であるのか、その意向を問うというのである。さらに、同紙では上記を受けて、一方の高等商業出身者では「本学の履修科目は殆ど復習的意味しか持たぬ故教育上させて効果」をあげないことが原因であり、加えて「真理の探究をなす大学教育に於いては現象世界の研究に従事していたものより内面的世界の探究に当たっていたものを適当とする」と述べて、高等商業学校卒業者は大学教育に適さないので、旧制高校出身者を優遇することは当然であるとする意見も掲載された。

こうした指摘を受けて、同大学学長の田崎慎治は同紙で次のように反論した。すなわち、入学試験の規定である「第一類第二類」から100名をそれぞれ收容することは変更していないとして、本年の第2類の入学者99名は「一名は事情があって欠けた」だけで、「第一類については今年第二次募集に於いて優秀な者が多かった」のであると主張した。さらに、一方の「途中中退者」が多い「第一類出身者」は「十数名余分に採った」のであり、旧制高校卒業者を優遇する意向はなく、あくまで入学試験の規定に従ったことを強調した。

ただし、翌1936(昭和11)年度の入学者は、第二類入学者のほうが多かった。これに関しては、昨年は「一部の人々から高校重視の結果」であると議論が起こったが、それも学校当局の「意識的ではなく、出来るだけ従来の方針を踏襲した結果に過ぎない」との説明も、「本年度に現れた現象によって判断すれば一応は肯定」できるが、「果たして今後いかなる傾向をとるかは注目すべき問題で

ある」と報じられた⁹。

いずれにせよ、同紙がこのように入学者の教育的背景に関する意見を掲載していることは、入学者の出身学校に対する一定の関心の高まりが大学内に存在していたことを示すものと言えよう。なお、入学者の状況は、この後も旧制高校卒業者は第一次募集では定員を満たせず、第二次募集を行った¹⁰。また、こうした入学志願者が少ないことの対策として、全国の旧制高校に「神戸商業大学概要」配布もされていた¹¹。

この旧制高校卒業者の収容定員を満たすことができない問題は、いわゆる「正系」の学生を収容できないということであった。先に田崎が入学試験の規定に従い旧制高校卒業者を優遇する意図はないと説明したが、後に検討するように同大学は大学予科設置の理由として、旧制高校卒業者を収容できないことをその根拠の一つとして挙げることになる。

また、旧制高校と高等商業学校という「系統」の違う準備教育を受けてきた入学者の教育的背景の違いは、大学教育のうえで問題となった。すなわち、準備教育が異なる学生はそれぞれ知識も問題関心も違っており、たとえば旧制高校卒業者は簿記、会計の知識、商業機能を理解できるものが少なく、一方で、高等商業学校卒業者は数学や理科の知識が不足していると指摘された¹²。さらに、旧制高校出身者のなかには、帝国大学へ入る当初の目的を果たせずやむなく商業大学へ入学したという者も多かった¹³。

このことに関しては、すでに1930(昭和5)年の『神戸商大新聞』に学生と卒業生の意見を掲載している¹⁴。それによると、「高等学校第一次志望者は素質劣悪なる者多く第二次志望者にありては言はずもがな」と指摘された。また、それに関連して、入学者の「素質劣悪」の理由として専門学校卒業者を収容したことが原因との意見もあり、これに対しては「官立高商と同じ資格に於いて此等の者にも入学試験が施行された」のであって、「素質劣悪」は「偏見と誤解」であると反論する意見もあった。そして、同紙では田崎が「文部省の調査に依つても入学者の素質は帝大に比し遜色を見ず」、「素質の低下が帝大と如何

なる点において」なのかと、入学者の素質低下の指摘に反論する意見も掲載されていた。

このように同大学では、大学入学者をめぐる関心が高まっていた。

次回は、大学予科設置をめぐってどのような論議が行われたのか検討する。

¹ 政府委員長松浦鎮次郎による大学入学者の教育的背景の見解は、以下を参照。「五大学昇格に関する資料」文部省専門学務局『高等教育機関拡張資料』（大正年間 文部省）、野間教育研究所蔵。

² 『筒台廿五年史』（筒台史編纂会、1928年）、148頁。

³ 「予科設置運動は目下行詰りの状態」『筒台学報』第5号、（1927年11月1日）。

⁴ 前掲『筒台廿五年史』149頁。

⁵ 『神戸大学百年史』通史Ⅰ前身校史、（神戸大学、2002年）では、1922（大正11）年2月14日の校長水島鍊也の手紙「大学予科を置かざるは、昇格の理由が高等学校卒業生を收容する大学の関門が狭隘なる為め」という『水島鍊也書簡綴』を記している。280頁。

⁶ 「予科問題と緊急総会」『凌霜』第91号、（1939年7月22日、凌霜会）、6-10頁。

⁷ 大学の前身となる1902（明治35）年に設置された神戸高等商業学校は、予科1年、本科3年の4年制であり、中学校卒を入学させる予科第一部と甲種程度の商業学校卒を入学させる予科第二部に分けて、別々のカリキュラムに基づく教育を行った。中学卒業生は、商業算術、簿記、商業通論、経済通論などの商業教育の大体を学習させ、一方で商業学校の卒業生は、読書、数学、物理、化学、博物などを学習し、それぞれの不備な部分を予科で補った。『学友会報』第1号、（1904年3月3日、神戸高等商業学校学友会編纂）、73頁。

⁸ 「高校出身者重要視か」『神戸商大新聞』（1935年4月20日）。

⁹「第一類は減少し 目立つ高商出の躍進」『神戸商大新聞』（1936年4月20日）。

¹⁰「本年度入試に見る合格者数の傾向」『神戸商大新聞』（1937年4月20日）、「角帽初年兵出揃ふ」『神戸商大新聞』（1938年4月25日）。

¹¹「入学志願者のために『神戸商業大学』概要全国高校に配布」『神戸商大新聞』（1933年12月15日）。

¹²前掲『神戸大学百年史』219頁。

¹³同前『神戸大学百年史』219頁。

¹⁴「予科設置論と該問題の地盤」『神戸商大新聞』（1930年10月15日）。

回想にみる東京帝国大学農科大学(学部)実科

まつしま てつや

松嶋 哲哉(日本大学大学院)

はじめに

前号までは帝国大学に設置された専門部(専門学校レベルの教育課程)の沿革を確認してきた。そこで、本研究では、日本の高等教育において専門部が果たした機能を明らかにするためにも、専門部の「実態」を明らかにしていきたい。

本号では東京帝国大学農科大学実科(以下、「実科」と略)の卒業生による回想から実科教育の「実態」の一端を明らかにすることを目的とする。

1. 実科のアイデンティティ

実科は、東京帝国大学に設置されながらも専門学校レベルの教育課程であった。したがって、自らのアイデンティティを明確にする必要があり、それは回想の中で「伝統的校風」、「駒場気風」などの表現としてあらわれている。このよ

うな表現が、実科の特色として指摘しているのが実習教育の存在である。「農学科の連中の講義以外に脚絆、草靴でしゆうしゆうとして汗に塗れての農耕実習や、林学科生の測量の激務に喜々として飛廻り、獣医学科生の蹄鉄の実習や、病畜の一手引き受けに夜まで働かされて何等の不平もなく、差実な誠意こそは自然に培われた駒場気風であつた」¹という回想では、実習によって「駒場気風」がうちかわれたと認識されている。

しかし、実科のアイデンティティは実習だけに求められるものではなかった。実科のアイデンティティの一つとして、高度な理論的教育が挙げられているのである。近藤正一は、実科に入学した後の衝撃を次のように回想している²。

専門教育のみを受くる大学生待遇とて物足りぬ半面には何となく紳士待遇を受くるの若きプライドを感じ、全く独立自治たらざるを得なかつたのである。而も当時の獣医学科は本科は数名に過ぎなかつたが故に、先生方は全部教授であり、学科によつて本科、実科混合講義も尠なくなつたため、専門学校ではないとの自惚は誰しも持つて居た

近藤は、実科生と本科生の「混合講義」が存在しており「大学生待遇」としては物足りないが「専門学校ではないとの自惚」を持つほど高度な理論教育を受けていたと認識している。また、「然し今から考へても駒場の教育は理論教育に走つて実際教育には其材料の尠いには遺憾の点は多かつた」³と回想する者もあり、実科では理論教育が重要な位置を占めていたのであった。

上述のように、実科のアイデンティティは「実習」と「理論」の両者をもとにした教育に求められていた。このような実科の「伝統的校風」は、「科学の蘊奥を極めて天造を開宏すると同時に特に実習を尊重して玲瓏玉の如き国土の本領を發揮するに足るべき十全完備の人格鍛錬に資する事」であり、実科は「中堅国土の輩出」の役割を担うと認識されている⁴。

2. 実科のコンプレックス

卒業生の回想の中には、帝国大学との関係性の中で実科を必要不可欠な存在であった認識しているものがある。陸軍獣医監の出口平吉は、本科生と実科生の関係を次のように回想する⁵。

処で本科学生は恰度三年生は一人二年生は三人一年生は又一人と云ふやうに学士を志す人はまだまだ獣医科なんぞは眼中に無かつたものと見える。(中略)

本科生は一人と云ふ有様故勝島、須藤、田中の各教授連も実科教育に専心努力せられ却つて本科生はお添へものゝ感なき能はずであつた。即ち駒場の獣医科は実科あつて始めて学校らしかつたのである。

出口は、本科生が少なかったため、「お添へもの」程度であり、実科がなければ学校としても成立しなかったと回想している。同様に、「大学の本科に附随して実科といふものがあるのは一種の変態である、寄生木の様なものである」としながらも、「農科大学も本科だけでは維持が出来ない、変態でも寄生木でも実科生があるので漸く学校らしい形態を保つてをる、運動部でも野球団でも実科を度外視しては決して成立たなかつた」と回想する者もあつた⁶。

このような回想には、正科生ではない劣等感が実科のコンプレックスとしてあらわれていると読みとれる。実科は、学生数では本科を上回るにもかかわらず、帝国大学のなかでは「変態」として位置づけられていることへの不満が、実科がなければ学校として成立しないという認識につながっている。「不愉快なのは学生が駒場の主人公をして実科生が肩身の狭い思ひをしなければならぬ事であつた」⁷と回想する者もあり、本科生に対する不満が少なからず存在していた。そして、このコンプレックスは独立運動の原動力をなしていったと考えられる⁸。

おわりに

本号では、実科卒業生の回想から「実態」の一端を明らかにした。ここで、明らかになったことは、①実科の機能を「実習教育」と「理論教育」の両者に求めていたこと。②実科は、本科生に対する劣等感からコンプレックスを抱えており、それが独立運動をすすめる一要因となったと考えられることである。

¹ 近藤正一「駒場の思出」(駒場校友会編『母校独立記念号』1936年)。

² 同前書。

³ 出口平吉「予等の駒場時代」(同前書)。

⁴ 梅村健郎「駒場学窓の追憶」(同前書)。

⁵ 出口平吉「予等の駒場時代」(同前書)。

⁶ 夕映生「駒場時代の思出」(同前書)。

⁷ 横森千代三郎「その頃の駒場」(同前書)。

⁸ 『母校独立記念号』に掲載されている回想は全て、実科独立を記念して投稿された回想である。

新制大学の生態誌(11)

—新制大学と戦争・平和[5]—

いのうえ みかこ
井上 美香子(九州大学)

一般教育研究委員会(第一次)の研究成果の一集大成といえる昭和26年度の『大学に於ける一般教育—一般教育研究員会報告—』(以下、昭和26年『報告書』と記載)に掲載された人文科学・社会科学・自然科学の各コースプランの科目で、「戦争」や「平和」に関する内容がどの程度扱われたのか、その内容等について検討することを目指す(詳細は第8号以降を参照されたい)。本論

では、人文科学の科目についてみていくこととする。昭和 26 年『報告書』の人文科学系列のコープランは以下のとおりである。

〔人文科学〕

哲学(第 1～3 案)、倫理学(第 1～2 案)、文学(第 1～6 案)、○歴史(第 1・2・3・4 案)、音楽(第 1～2 案)、美術(第 1～3 案)、総合科目(哲学-日本の精神的遺産、美術・文学・音楽、人文科学-世界文化史上に於ける東洋)

(上記の科目のうち○印と下線を付した科目は、「戦争」や「平和」をテーマに取り上げたり言及したりしているものである)

昭和 26 年『報告書』の上記科目案によると、「戦争」や「平和」に関連する内容を扱う科目は、歴史学(第 1 案、2 案、3 案)のみである。以下にその内容を見ていくこととしよう。

「歴史」(第 1 案)では、その目的を「近代日本の諸特性を世界史的な見地から理解せしめるため、近代の諸問題を中心とし、必要な限りにおいて古代にさかのぼる」(大学基準協会『大学に於ける一般教育—一般教育研究委員会報告—』1951 年 162 頁。以下、頁数のみ記載)としている。その内容は「(一)戦後の日本における諸改革について、(二)日本における軍国主義、(三)明治憲法の成立とその影響、(四)福沢諭吉をめぐる諸問題、(五)国際的協力の発展と日本、(六)日本文化の形成と対外関係、(七)日本神話について、(八)反省と展望」(76-77 頁)である。この科目は、農業・経済・教育等の戦後日本で行われた諸改革を何故行う必要があったのかについて、戦前の日本の法律、思想、文化、対外関係等を通して検討するという内容になっている。前号でも述べたように、昭和 26 年『報告書』は CIE が関与する IFEL(教育指導者講習会)の影響が色濃い。その為、敗戦後の占領政策的観点から考えると、ここに GHQ による戦後政策の正当化の理論が影響している可能性は否めない。しかし、戦前の

日本社会をとりまく、「軍国主義」(162頁)・「日本神話」(163頁)・日本の国際関係の在り方等から、戦時下の日本社会がどのように形成されたのかその過程を検討し「反省と展望」を見出そうとする同科目からは、経験したばかりの先の「戦争」と次代の「平和」への意識を窺い知る事が出来る。

次に、「歴史」(第2案)の目的は「近代的・現代的関心を中心に、その必要から歴史をかえりみる」(166頁)であり、その内容は「(一)市民革命、(二)産業革命、(三)帝国主義、(四)近代文化の諸傾向」(166-168頁)である。戦後という「現代」を起点に歴史を振り返るという方法は「歴史」(第1案)と同様である(但し、この第2案では日本史のみならず世界史についても同様に検討することとしている)。特にここでは、「帝国主義の本質」(168頁)や「日独伊のファシズムと民主主義諸国」(168頁)と題し、戦時下の日本の「帝国主義」と「ファシズム」について考えることに4分の1が割かれている点は注目される。なお、「(四)近代文化の諸傾向」では、「自然科学と物質文明、原子力と歴史的意義」が検討する項目に盛り込まれている。この項目について、戦争と原爆投下を日本人として経験して間もない教師や学生達はこのテーマについてどのように取り組んだのか。この点について非常に関心があるが、『報告書』には授業案しか掲載されていない。

最後に、「歴史」(第3案)についてみていこう。目的は「(一)歴史的な物の見方は、単に過去の史実を引用することでなく、過去の史実とその発展過程、即ちTimeとProcessを同時に包含するものゝ見方をするものであることを学生に理解せしめる。(二)現代社会に生活し、学びつゝある学生のために、各々立場の異なった歴史観を紹介して、自主的な批判力を得せしめる。(三)古代や中世は専門分野でも理解し難い点があるので、現代の人間感覚に最も近い近代(十五世紀以降)をGeneral Educationの対象として取上げる。(四)人間性とか、市民的とか、ナショナリズム、デモクラシーの歴史事実とその発展の過程をみることにより、学生の一般教養をたかめる」(172頁)である。本科目では「近代世界はどのように成立したか」(172頁)という前期での検討を踏まえて、後期に

「現代世界はどのように進んできたか」(174頁)を、近代以降の日本や世界の歴史を見ながら検討することとしている。後期の後半部分では、第二次世界大戦が主なテーマに据えられ、その後期授業の最終項目に「現代の文明」-「二〇世紀の自然科学と物質文明」が掲げられている。第二次世界大戦という戦争を振り返り考えるという姿勢は見受けられるものの、最終項目に掲げられた「自然科学」に重きを置く姿勢には冷戦の影響が見え隠れしているようにも思える。

次号、引き続き、社会科学および自然科学について検討し、最後に昭和 24・25・26 年をふまえて一般教育研究委員会により作成された『報告書』を総括することとする。

「学生寮の時代」③ —「遊学案内」に見る下宿事情—

かなざわ ふゆき

金澤 冬樹(東京理科大学職員)

●ある書生の下宿

一辺に安置せる新調の机子、引出しのつまみ已に損じたるは、所有主の
とりあつかい
使用 の粗暴なるによるか、五、六冊の洋書、表紙のいたく磨れたるは、
マッチ
折々枕にする加減なるべし。洋燵の空箱、ひとふたみ、やう枝と共に散じ、人情本、上中下、下宿屋の書出しを挿はさみあるは、十五日払いの勘定いまだすまぬと思はれたり。¹

これは坪内逍遙『当世書生氣質』の一節で、登場人物の静岡県土族・守山友芳の下宿風景である。『当世書生氣質』は、坪内逍遙が明治初期における東京の学生風俗を鮮やかに描いたことで知られるが、下宿風景もよく登場する。作品は、逍遙の東京大学寄宿舍時代の経験をもとに、明治 15 年ごろの学生生活を

描写したものとされている²。ただ、逍遙自身が述べているように、逍遙が描いたのは「官立大学の学生」などの「書生界の上流」の風俗であり、「私塾の書生輩の情態の如きは陋猥にして野卑、殆ど写しだすに忍びざるものあり」としている³。

●どこに住むか

では、当時の下宿事情とはいかなるものであったのだろうか。ここでは試みに、上京する学生に向けて盛んに発行された「遊学案内」における記述を見てみたい。

まず、『東京留学指針』（1889年）を見てみよう⁴。下宿について、「府下ニテ之レヲ尋ヌルハ甚ダ容易ニシテ神田区ノ如ク書生ノ集マル地ニハ下宿屋モ随テ多ク至ルトコロ其ノ看板ヲ見ザルハナシ」⁵として、東京に下宿屋が集積している様子を伝えている。また下宿屋には、「純粹ナル下宿屋」（専門業者）と「半下宿」（「書生ニ寄寓ヲ許ス者」）があり、後者を選ぶべきと勧めている。前者は「自由自在ニ振舞フ事ヲ得」るため、「礼儀作法」の上から好ましくないとしている⁶。『東京留学指針』では「手ヲ拍テ下女ヲ呼ビ勝手ニ用事ヲ命スル事モ得可ク」⁷としているが、冒頭の守山友芳も友人が訪ねて来た際、手を鳴らして「下宿屋の小婢」を呼んで、お茶やお菓子を持ってくるように命じている⁸。

一方で学校寄宿舎については、下宿よりも宿料が安価と述べつつも、「多人数同居セシメ室内ハ不潔極マリナク」「規則アレドモ実行セラレズ不規律極マルモノアル」「不礼無作法ノ者多シ」としている⁹。このように、学校寄宿舎については評価が低い記述になっている。

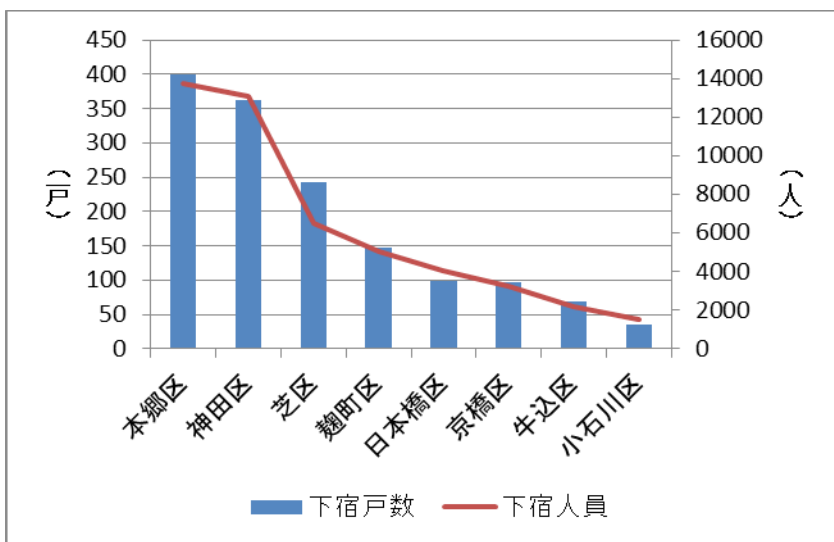
●下宿屋と学校寄宿舎

『東京遊学案内』（1895年）ではどうだろうか¹⁰。宿所には、「学校の寄宿舎」と「市中の下宿屋」があり、下宿屋は「風紀監督の機制を欠きて、其少年を導き
ママ
て懦弱怠慢とならしむる虞最も大」、「朝寝、夜深し、夜遊びの如き、下宿屋には

如何やうにも締りの付けやうのなき所」として、下宿屋の現状に対して強く注意を促している。このような下宿屋を避けつつ、「規律正しき学校」の寄宿舎、「風儀よき下宿屋」「親戚懇意の家」を勧めている¹¹。

『東京遊学案内』（1898年）¹²では、本郷や神田など、学校が集積している地域の下宿屋の多さを指摘している。具体的に各区における下宿数の統計（警視庁調査）¹³も挙げられており、数の多い区をグラフにしてみると【表1】のようになる。また一方で、「管理ノ行届キタル生徒寄宿舎」として、東京帝国大学、第一高等学校、高等商業学校、東京商船学校、東京専門学校、明治法律学校、慶應義塾、早稲田尋常中学校、成城学校、攻玉社、東京女学館、共立女子職業学校、明治女学校、跡見女学校が挙げられている¹⁴。

【表1】下宿戸数と下宿人員



●下宿屋よりも学校寄宿舎へ

『男女東京遊学案内』（1905年）¹⁵では、下宿屋の「墮落」に批判的で、「神田の下宿屋は従来墮落生の巢窟」¹⁶などとし、「放縦自在にして毫も束縛なき下宿屋生活は何時か学生の品性を落さしむる動機をなすは言う迄もないのであ

る」と注意を促している。その一方で、「能ふべくんば下宿屋に就くよりは寄宿舎生活をやるが得策である」「不自由を感じずとしても、決して墮落失敗の恐れがない」¹⁷として学校寄宿舎を選択するように勧めている。

●厚生面と教育面

以上、いくつかの遊学案内から明治時代の下宿事情を垣間見た。そこには宿所の選択基準として、厚生面(宿料や食事の質)が注目されると同時に、教育面(「墮落」の回避、礼儀作法)が重視されている。もちろん、遊学案内という雑誌の性質にも因るが、宿所が単に住居としてではなく、教育空間として捉えられていたことは注目できよう。

このような視点が、それぞれの下宿屋や学校寄宿舎にどのような影響を与えていくのか、今後は具体的に確認していく必要がある。

¹ 坪内逍遙『当世書生気質』岩波文庫 2010年, p36。

² 宗像和重「解説」同上, p309-321。

³ 坪内, p52。

⁴ 興文社編『東京留学指針』興文社 1889年。

⁵ 同上, p14。

⁶ 同上。

⁷ 同上。

⁸ 坪内, p38。

⁹ 興文社, p15。

¹⁰ 黒川俊隆 編輯『東京遊学案内』少年園 1895年。

¹¹ 同上, p27-28。

¹² 『東京遊学案内』上篇 少年園, 1898年。

¹³ 同上, p53-54。

¹⁴ 同上,p54-55。

¹⁵ 原田東風『男女東京遊学案内』大学館 1905 年。

¹⁶ 同上,p4。

¹⁷ 同上,p5。

校友の動静を報じるということ

つつみ

堤 ひろゆき(東京大学大学総合教育研究センター)

旧制中学校内で発行されていた校内雑誌は、雑誌を通じた関係者の交流をその目的としていることが多いように見受けられる。特に、これまで対象としてきた長野県尋常中学校および長野県松本中学校でもその目的は第一に掲げられてきたことはすでに述べてきた。

雑誌上の交流は、主に「雑報」欄や「通信」欄といった動静を知らせる欄で行われるが、編集後記のような、雑誌編集に携わった生徒による文章にも表れる。今回は、そうした雑誌を通じた交流について考えてみたい。

長野県尋常中学校で発行されていた雑誌『校友』は、発刊規定の中に「本誌は本校に縁故あるもの相互に気脈を通じ智識を交換し交誼を厚うする目的を以て印刷し之を校友に頒つものとす」とあることは繰り返し述べてきている。これを体現しているものの一つが、卒業生からの通信であるといえよう。卒業生からの通信は、第1号からほぼ毎号にわたって「雑報」欄を中心として掲載されているが、発行頻度が2ヶ月に1度のため、情報が非常に細かいことを特徴としている。

例を挙げるならば、第1号(1895年11月)では、「本校出身の大学生」¹、「在千葉第一高等学校医学部本校出身生」²、「東京通信」として第一高等学校在学中の「本校内の信州人」が列記されている³。次いで、第3号には、「校友近

状」⁴、「金澤通信」⁵が掲載され、校友の動静を伝えている。第4号、第5号はほとんど卒業生の動静について触れられていないが、それにくらべて、第6号では、非常に情報が細かくなっている。

第6号では、「前編集委員土屋長吉君の書簡」として小項目が立てられ、寄稿者の友人とおぼしき学生の、東京での住所が列記されている⁶。これ以前の『校友』掲載の卒業生名簿では、出身校、簡単な現況、本籍地と思われる町村名、族籍、氏名が掲載されているのみで、直接本人に連絡をとることはできない⁷。同じく第6号では続いて、入進学に関する情報が（一部であると考えられるもの）掲載されている。「気脈を通じ」るために連絡をとるには、必要な情報であることが理解できる。ところが、連絡先や入進学情報の後に掲載されているのは、7月から9月までの一部の卒業生の行動についての情報である。

- 平林正治君 六月下旬に帰郷せられ山辺、浅間、白骨等の温泉に心身を養はれ九月初旬上京せられたり
- 降矢芳郎、青柳榮司 の両氏は六月末より長崎に於て海底電線敷設に関係せられ遂に台湾に航せられしといふ
- 林茂利次郎君 は七月上旬帰松せられたしが八月二十日頃麻績を経て九月上旬上京と聞く
- 秋山良三郎君 七月十二日林君と俱に帰省せられ八月八日上京せられたり
- 清水一徳君 は新潟県の傭聘に応じ七月中旬より九月十日迄測量監督せらるといふ
- 菅谷徹君 六月二十八日帰松九月十日上京
- 中柴末純君 士官校の休暇により八月五日帰松同月十五日上京
- 吉田静致君 は飯山に中村鎧平君は高遠に何れも帰省せられたり⁸

上記の引用では、台湾に渡ったことや新潟で仕事をしていることも紹介されて

いるので、動静を伝えることで交流するという役割を担っていることがうかがえる。しかしながら、それ以外の情報は、帰省していたということを紹介しているものである。

これから帰省するということであれば交流という目的からも理解できるが、既に帰省を終えて上京したという情報が掲載されていることは奇異に思える。卒業生の入進学や生活、上級学校の様子を伝え聞くということと同様に、些細な事とも思える夏期の帰省についても、「交誼を厚う」という観点からは重要な情報として掲載されていたのではないだろうか。校内雑誌は、載っている情報もさることながら、雑誌を通してつながっていることを確認できることが非常に大きな意味をもっていたと言えるだろう。

¹『校友』 第1号、1895年11月、長野県尋常中学校校友編輯課、92頁。

²同上、97頁。

³同上、99頁—105頁。

⁴『校友』 第3号、1896年3月、長野県尋常中学校校友編輯課、60頁—61頁。

⁵同上、61頁—65頁。

⁶『校友』 第6号、1896年9月、長野県尋常中学校校友編輯課、65頁—66頁。

⁷「附録」、前掲『校友』第1号、第2号、第3号。

⁸前掲『校友』第6号、66頁—67頁。

〈資料紹介〉立教大学における戦後資料

—『立教大学新聞』にみる学生運動(7)—

たなか さとこ

田中 智子(立教大学立教学院史資料センター)

前号まで述べてきたように、立教大学においては戦後、全学連の加入やデモへの参加を禁止されていたこともあり、学生運動はあまり活発ではなかった。しかし、ある時を境に、徐々に学生運動が活発化し、時には教職員との共闘で運動を行うようになってくる。その契機となったのは1958年、当時の岸信介内閣が臨時国会に上程した警察官職務執行法(以下、警職法)改正案反対運動である。この警職法改正案は、岸内閣が大衆運動への取締強化のために警察官の職務権限拡大をはかったもので、これに対して野党・労働団体を中心に反対運動が激化している。今回は、この警職法反対運動における立教大学の学生・教職員の動きについて見ていきたい。

1958年10月8日、警職法改正案が国会に提出されると、立教大学では学生の級委員らによって討議が重ねられ、次いで教授陣からも反対運動が起こってくる。その時の様子を『立教大学新聞』は以下のように伝えている。

この改正案が各方面の反対表明をうけはじめた頃、すでに経済学部教授有志たちは何らかの意志表示の必要を考えたのであったが、早急な教授会の開催が困難なため十月二十八日午後三時、教授室において全学教授の内有志約三十名が集り、懇談会の形で同改正案の討議をおこなった。

この会は、はじめに宮川澄教授からの同改正案の説明があり、政治的背景なども討議した結果、同改正案は学問、思想、結社、宗教の自由を損うものであるばかりでなく、全国民の生活に著しい暗い影を与えるものとして、積極的に反対運動をくりひろげることになった。

その手始めとして早急に声明文を発表して全学教職員への署名運動を

展開し、さらにこの声明を各部教授会へかけて教授会声明として発表できるように有志各教授は働きかけることとなった。¹

この教授陣の動きに対して、学生たちも教授会に働きかけを行っている。教授陣の有志懇談会が行われた同日、級委員会はNHK解説員松宮克也氏を講師に迎え、「警職法改正案の背景について」の講演会を行った。その後講演会を学生集会に切り替え、「警職法改正案に対する本学学生運動の方針の採択、岸内閣への抗議文、教授会への反対要請文、および決議文を承認」している²。

その後この運動は、有志教授団側は翌月 17 日に声明文を出し、学生側は級委員会が中心となって各部・サークル等呼びかけ警職法改悪阻止立教大学会議を発足させるなど、教職員・学生が連動するかたちで運動を行っている。教授団の声明文は以下の通りである。

声明文

現在国家で審議されている「警察官職務執行法改正案」は「公共の安全と秩序」を理由として、憲法に保障された国民の自由と基本的人権に、重大な障害をもたらす危険があると思われる。ことにその拡張解釈や濫用によっては、学問、思想の自由、信仰の自由、集会、結社など表現の自由が制限されるであろう。これは民主主義の基底をおびやかす結果となる。よって学問の研究・教育に従事しその自由なる発展を心から願うものとして、われわれはこの法案がすみやかに撤回されることを望んでやまない。

右声明する

昭和三十三年十一月十七日

立教大学教授団³

この警職法改正案は臨時国会における審議が未了となり、結局撤回されている。同新聞はこれについて、「“審議未了”は世論の勝利」であるとしている⁴。

また、学内の反対運動については、「過去の低調な学生の政治意識に比べて、ここまで活発に運動が展開されて来たことは喜ばしい」、「過去における級委員会だけの運動に反してこんごは級委と平行して、学内各サークルが積極的に運動に参加していることは、学生の認識が高まったことを示している」と述べている⁵。この運動において“勝利”を体験したこと、および、教職員との共闘や「立教大学会議」における各サークルの連帯が実現したことが、後の60年安保闘争⁶の原動力となったと考えられる。

*資料に関するお問い合わせは、田中(s.tanaka@rikkyo.ac.jp)まで

—————
¹「警職法改正 湧き上る反対運動 本学教授陣(有志)もたつ」(『立教大学新聞』第160号、1958年11月1日付)

²「教授会へ反対要請文 警職法反対学内集会で」(同前)

³「今後の政府の出方に注目 “審議未了”は世論の勝利」(『立教大学新聞』第161号、1958年11月20日付)

⁴ 同前

⁵「論説 地についた全学的運動を」(『立教大学新聞』第161号、1958年11月20日付)

⁶ 立教大学における60年安保闘争については、本ニューズレター第10号の拙稿を参照されたい。

志賀覚治「普通教育と高等教育の連絡」にみる

明治 20 年代教育界の問題

こみやま みちお
小宮山 道夫(広島大学)

明治 25 年 12 月 21 日発行の福島県尋常中学校『同窓会報告書』第一巻、35-43 頁に標記のとおり魅力的な題名の論説が掲載されていたので紹介する。

論説の筆者志賀覚治は、読者である福島尋常中学校在校生および同窓生に対し「専門の諸君に向て之を言ふの必要なるへしと云へとも」と断り書きをした上で、普通教育および高等普通教育の解釈を述べる。志賀の説では普通学とは「人世に必要なる知識にして社会の一分子として人間の知るを要するの学問」であり、「之を学ぶの要」は「一般知識の平均を得るに在り」となる。そしてこの普通学がなぜ必要かと言えば、「普通学の知識なきものは頑固」であり、「此の頑固と偏屈とは一身の為めには自信力となり自負心となり時に或は一種の美德となる事ありといへとも社会の為めには到底損害」であるため、問題であるとしている。なぜならば「頑固偏屈なるものは人我の関係を忘るゝもの」で、「他人の忠言を容れざ」るからである。

そして頑固偏屈の具体例を次々と挙げていく。「何の口惜しき事なきに漢学者は退之や子厚の仮声をつかひ孔明天祥にもらへ泣をなす」ことが第一に挙げられている。漢学者は韓愈や柳宗元の美文のまねごとや諸葛亮の占星術に耽溺している、とでも読み解いて偏屈の例示と理解すればよいのだろうか。次に「和学者は横文の横走りに書るゝを見て何事も直ぐにはならぬ世の中やなと詠み」とあり、和学者の無益な揶揄を嘆く。続いて「宗教家は宗教でなければ世は闇なりと言ふマサカ日も月もなくなる訳にあらざるべきに」と、宗教家の誇大ぶりを批判する。また「法律家は法律にあらざれば酒も飲ず」と頑固ぶりを嘲る。「政治家は政治にあらざれば飯も食へず」と締めて「皆共に堅く己れが奉ずるところに執着して一事件起り一問題現はるゝ毎におの / \ 己れが奉信するところの規

矩準繩を以て之に断案を下し相共に下らず甚た以て頑固偏屈と言ふの外なし」と、普通学の知識のない頑固偏屈の輩の特徴を述べる。

志賀としては「尤も其の位置の爲めに勉むる事嘉賞すへきに似たりといへとも是等の人は傍観者たる我輩よりはたゞ御苦勞といふべきのみにして難有ふとは言ひ兼ねる次第」であり、「社会は御苦勞の人の多からんよりは難有き人の多からん事を望む」とする。「尤も世事益々進み分業の法大に盛なるに至らば一人の学ふべきところ職とすへきところは専科専門たるへき事勿論なりといへとも而れとも猶ほ一と通り普通学に涉獵したる上ならさるへからさるなり」と、文明の進歩と専門分化の流れを必定とした上で普通学の必要性を述べる。「之を吾人の一身体に欲するも尚ほ然り目は見ることを掌り耳は聴くことを掌り鼻は嗅くことを掌り口は味ふことを掌り手は把る事を掌り足は行く事を掌り肺は呼吸し胃は消化し心は順環中枢となり五官六根四肢五臓各々その掌るところを異にすといへとも各々相関係するの密なるを忘るへからさるなり、社会の関係も亦吾人身体に於けるか如し普通学の専科専門を修むるに就て必要なる以所またこれに外ならず」と論じる。少々例示がくどく、自らの文章のリズム感に酔っているむきもあるが、専科専門を習得する上で、それらを相関させる普通学の存在が必要と述べているのである。

その前提に立った上で4つの視点から普通教育と高等教育との連絡の不完全さを指摘する。教育制度、教育者、被教育者、社会の4点である。教育制度は「学問の順序を紊さざらしめん事に務めたり然れともこれを紊さざらしめん為に超ゆへからさる階級の範囲を作り幼稚園と小学校、小学校にも尋常高等の別ありてこの各々の一ヶ所にて教ふるもの学ふもの必ず究屈なる階級範囲の束縛を受くるなり」とし、「階級を越ゆへからさる事封建時代の社会組織の如きものあり」と指摘する。「同じ普通学を学ふ間にこの憂あり普通学より高等普通学に移る間に於ての面倒知るべきなり」さらに「中学校或は師範学校と称して正当に高等普通学を教ゆる場所は方五六十里百万石以上の地にして一個或は辛ふして二個位宛に止る」と不十分な教育機関の整備状況を示し、「学ふ者の困

難父兄の心配「ド一十里先に出す事なら同じことなり東京こそよけれ花の都なり」といふ、遂に学問の順序を紊りて子弟の教育を誤るなり」といふような、当時の修学意識からくる歪みについて指摘する。

次いで教育者については、「教育制度已にかくの如く決してその範囲外に出つる事を許さざるを以て人物を停滞せしむるの弊ありといふは当時の与論なりかゝる弊害あり」と制度ともからめた教育者の間の弊風を示し、「己れの範囲外に向ては冷淡なる感情なき能はざるなり即ち幼稚園の教員は尋常校に向ては冷淡に尋常校の教員は高等学校に向ては冷淡なり」といふ、言わば「越人の呉人に於けるか如くなる」状況を招いている事態を「決して怪むに足らざるなり」と

する。このため「教育者間の関係已にかくの如くんはその影響を被教育者に及ぼさざらんとするも得へけんや」と続く。

被教育者については、「尋常小学校に於て先生 / \ と呼び来りたる者も高等小学校に移れば何となふ先生と呼ぶ事を恥つる如くその師範学校或は中学校に入り或は東京にても遊学などせんには嘗て小学校に学ひし教師に向て誰君誰さんと呼ぶに至る」という部分には思わず微笑が浮かんでしまうが、「これ蓋し彼等の心た尋常小学校高等小学校に於ての先生にして決して永久に於ての先生に非るを意味する者なり」と両者の関係が分析されており、「師弟の関係は人倫に於て君臣父子夫婦朋友と共に同格たり然して今日師弟の関係斯の如く廃絶する所以のもの嘆するに勝ゆへけんや」と師弟関係の再構築が必要と論じられている。

最後に社会については「日本の社会は急激なる進歩をなしたり」、「故に自然順序階級の混乱を来し居る事明かなる事実なりとす」と述べる。その上で「学生社会は大恐慌の時代なり数年の間数百円を費して苦学するも成業の後修業金を取上ぐる事出来ざる如きものあり」とし、「故に読書学問の人皆捷徑に依り卒業証書とか修業証書とかを短日月の下に得んとす」とする風潮を問題視する。「蓋し社会の事物全く整はず実地実力の価値未だ卒業とか修業とかの虚名に及はざるなり、それ卒業といひ修業といふその名たる貴ふへく重すへきに似たり

といへともその信に重んずべきものその名あらずして実にあるなり而して真に重

んしべきもの実力にあるを知らは何そ必ずしも卒業証書修業証書を以て商品の正札と同一視すべき理あらんや」と、現在の学問が形式的な課程主義に偏している上に、その証書を得ることに汲々とする現況を憂えていることがわかる。

以上の現状分析から「方今学問の順序を紊乱するの弊は普通学と高等普通学との移徙の間に多く而してこれか顕著なる源因とも称すべきものは以上の数者に過ぎざるを信す」と述べ、「予は教育の任に当らるゝ諸彦に向つて敢て管見を陳して諸彦の参考に供するの已むを得ざるなり」と締めている。普通教育と高等教育との連絡を題材に、当時の若者による教育界に向けたまなざし、現状批判を読み取ることができるとともに、多くの指摘が現代においてさえ課題としてあり続けていることを窺い知ることができる一文に触れる結果となり、感慨深いものがある。

どんなことが「自治ではない」とみなされたのか(10)

—東京府尋常中学校長 勝浦鞆雄の校友会活動観(その2)—

とみおか まさる

富岡 勝 (近畿大学)

前号から東京府第一中学校で学友会という名称の校友会組織を設けた勝浦鞆雄の校友会活動観を検討している。前号では1891年11月に発刊された『学友会雑誌』第1号の巻頭記事を紹介しながら、勝浦が中学校の役割として徳性の涵養を強調していること、徳性涵養のためには社会制裁を学ぶことが必要であること、しかし武士道徳にもとづいた江戸時代の社会制裁は明治時代には衰退したこと、そして新時代の社会制裁を学ぶ場として学友会に期待したことを述べた。

本号では、勝浦が学友会に期待したことを別の史料を通して更に検討してい

きたい。今回紹介するのは、勝浦の著書『中等教育私議』（発行者：吉川半七、1892年）である。

勝浦鞆雄について

すでに拙論でとりあげたことがあるが、勝浦鞆雄は嘉永3年（1850年）に大坂に生まれ、1873年から1886年まで和歌山県の師範教育に従事し、1887年から1890年まで東京府尋常師範学校の幹事となった後に、1890年4月から1909年までの19年間にわたって東京府尋常中学校長を務めた人物である。東京府尋常中学校長在任中に、中等教育に関する著書『中等教育私議』を発表するとともに、高等教育会議メンバーや通俗教育取調委員に選ばれている。1890年から第一高等中学校設置区域内の尋常中学校長会議を開催するようになり、それが次第に他地域からの参加者も加えた大規模なものになっていったと伝えられる。明治中期から後期にかけて影響力をもった校長であったと思われる。その後、旅順中学校長・旅順高等女学校長を歴任し、宮崎県組合立高鍋中学および高鍋高等女学校の創立にも尽力し、1926年に死去している¹。

今回の記事のために国立国会図書館の近代デジタルライブラリーをチェックしたところ、勝浦による中学校教育に関する著書に『中等教育私議』だけでなく『普通教育ニ対スル希望』（富山房、1896年）と『高等教育に関スル所見』（勝浦鞆雄、1902年）もあることを再認識した。この2冊の内容をざっと見たが、校友会活動に関して言及している箇所はほとんど見当たらない。

ほかに、『童蒙須携』（氷雪書屋、1874年）、『女学乃梯 上・中・下』（氷雪書屋、1875年）、『皇国史要 上・下』（吉川半七、1894年）、『皇国小史』（吉川半七、1896年）、『国史綱』（吉川半七、1902年）などの教科書類の著作がある。なかなか筆まめな人物であったのかもしれない。

『中等教育私議』について

『中等教育私議』に目次は付いていないが、頭注のような体裁で以下のように

な見出し語がついている。この見出し語を見ればおおまかな内容構成が分かる。

緒言

国家ヨリ政務ニ及フ(2頁)

政務ヨリ教育ニ入ル(3頁)

本題ニ入ル(4頁)

普通教育ノ目的(4頁)

国勢振皇ハ教育ニ由ル(8頁)

社会制裁(9頁)

社会制裁ノ源ハ普通教育ニ由ラサルヘカラス(12頁)

普通教育ノ骨髓ハ精神的訓練ニアリ(15頁)

先ツ国家的思想ヲ養成スベシ(18頁)

中等教育ヲ受クヘキ者ノ状況(20頁)

中等教育ヲ施スヘキ学校ノ状況(24頁)

中学校ノ位置及関係(26頁)

時弊(37頁)

一因(40頁)

二因(43頁)

三因(45頁)

尋常中学校教育上ノ原則(58頁)

東京府下ノ中等教育(61頁)

上記より国家教育としての普通教育として尋常中学校について論じた書であることがわかる。まず普通教育としての中等教育にとって重要なのは、精神的訓練をおこなうことによって新しい時代の社会制裁を創り出すことであると捉える(「社会制裁ノ源ハ普通教育ニ由ラサルヘカラス」「普通教育ノ骨髓ハ精神的訓練ニアリ」)。この観点から尋常中学校の状況と問題点(「時弊」とその要因

(「一因」「二因」「三因」)について述べ、東京府内の尋常中学校について論じている。

校友会組織について述べているのは、「時弊」とその要因の部分である。まず勝浦がどのようなことを尋常中学校の問題点(「時弊」)として述べている箇所を紹介する。

今ノ教育以外ノ世局ニ当ル人々ハ皆秩序的ニ普通教育ヲ経歴シテ今日ノ境遇ニ達シタルニアラザルヲ以テ中小学ニ対スル觀念ニ至リテハ或ハ茫洋タルコトヲ免レズ。其ノ新ナル智識ヲ有スル人スラ自己ガ修学セントキノ経歴ニ照シテ今日ノ普通教育ヲ軽視シ普通教育ヲ以テ其ノ地盤ヲ固ムルコトヲ忘レテ直ニ専門ナル高堂大廈ヲ营造セムトスル者ナキニモアラス。甚シキハ学校ヲ以テ単ニ智識ヲ取得スベキ処トナシ精神訓練ナドノ語ハ理論上ニ止マリ到底之ヲ事実ニ見ルベカラズト思フモノ少カラズ。カハル謬見ヲ以テ普通教育ヲ冷視スル者多キ結果トシテ秩序的ニ修学スル長日月ヲ節略セムコトヲノミ目的トシ官立諸学校ノ入学試験ニ須要ナル学科ヲ専修セムコトヲ謀ル者多キヨリ官立学校ニ入学スルコトヲ以テ最高ノ目的トシ短日月ニ試験ニ必要ナル学科ノミヲ教授シ教育理想ノ以外ニ子弟ヲ集ムル学校ヲ生シ遂ニ中等教育ノ時期ニ遭遇スル教育ニ公私学校ノ畛域ヲ画スル現象ヲ来シタリ²

つまり、現在の政治家や役人などの大部分は普通教育を受けていないので、つい専門教育や専門知識ばかりを重視して普通教育の精神的訓練という役割を軽視している。そのため、官立学校の入学試験に通じさえすればよいということで、普通教育としての理想を持たない受験予備校的な私立学校が登場していると述べている。武石典史『近代東京の私立中学校 上京と立身出世の社会史』³(ミネルヴァ書房、2012年)で紹介されていたように、尋常中学校の設置当初は、高等中学校への受験という意味では府県立の尋常中学校よりも東京

の予備校的な私立学校が人気を集めていた状況であった。

勝浦はこうした状況を改善するため、普通教育としての中学校の理想的な在り方として、次のように述べる。

- 一 各学年ニ於ケル学科字数ノ排当ハ国民ヲ訓練スルコトヲ目的トセシ理想上ヨリ克ク其ノ輕重ヲ察シ各学科相須チ相扶ケテ身体精神ヲ完美ナラシメムコトヲ期スベシ
- 一 校内ノ組織ハ秩序ヲ重ジタル公正嚴明なる規則ヲ以テ端正忠実ナル習性ヲ得シムルコトヲ要トシ家庭ト親密ナル関連ヲナシ常ニ各学徒ノ稟性操持希望等ヲ知悉セムコトヲ務ムベシ⁴

つまり、各学科は受験目的ではなく普通教育の「精神的訓練」の観点からバランス良く配置され、「精神的訓練」を実施するために校内組織と規則が整備され、家庭と連携しながら生徒一人一人のことをきちんと把握しているというのが、中学校の理想的姿であるとしている。

では理想から府県立中学校が離れてしまうのはなぜか。勝浦はその要因を3点論じており、その要因の一つに校友会組織のことが関係しているのだが、これについては次号で述べていきたい。

¹ 「東京府尋常中学校における校友会の成立」『中等教育史研究』（中等教育史研究会）15号、2008年。

² 勝浦鞆雄『中等教育私議』、37頁-38頁。

³ 武石典史『近代東京の私立中学校 上京と立身出世の社会史』ミネルヴァ書房、2012年。

⁴ 勝浦前掲書、38頁。

第2回執筆者交流会記録(前半)

かなざわ ふゆき

金澤 冬樹(東京理科大学職員)

●白熱した議論

師走も残すところあとわずか。今年1月に創刊した本ニューズレターも、まもなく1年を迎えようとしている。節目に当たり、記事を振り返る交流会を開催した(場所は神辺会員のお宅)。

会では、あらかじめ過去の記事に対して各参加者が質問を持ち寄り、質疑応答をする形をとった。議論は非常に白熱したのだが、紙幅の都合上、本稿ではいくつかの論点に絞って議論の様子を報告したい。

【論点①】「自治」とは何か

まず吉野会員が、富岡論文(8号)の中で、松本中学校では生徒の自治が認められつつも、校長が納得しなかった事案は取り下げることが常態化していた点を取り上げ、「自治」の限界(権力構造に回収されるレベルの「自治」)を指摘した。富岡会員は「松本中学の場合、校長の支援のもと自治組織が認められており、教育方法レベルでの自治であった」と回答。「自治」については小宮山会員より、「自治はなぜ近代になり高唱されたのか、近代以前はどうだったのか」と問題提起があった。神辺会員より、「自治」は自由民権運動期に注目され始めたもので、近代以前の若者組や町衆などの組織を「自治」と捉えるのは後世の視点と指摘。近代以前・以後の「自治」の変容の境界には福沢諭吉の思想が影響していると述べた。

【論点②】「専門教育」とは

山本会員より松嶋会員へ、専門部の位置づけについて質問が上がった。松嶋会員は、大学の専門部は「大学未満・専門学校以上」という意識があったので

はないかと指摘。吉野会員より、専門部を持つことは大学の経営戦略上も重要で、教員の確保・法令との整合性などの視点を提供した。小宮山会員よりは専門部の昇格に関して、専門部の学生の意識についても論点が提示され、金澤会員より、私大専門部の卒業生は大学学部に進学する場合も多かった点が述べられた。また、「高等普通教育」や「大学予備教育」の捉え方まで話がおよび、神辺会員より「高等普通教育」は明治初期の文部官僚の造語であり、「予備科」「予科」「予備門」などの意味も時代によって大きく異なる点が指摘された。

【論点③】学生寮について

山本会員より学生寮研究の方向性について質問があり、金澤会員は昨今の大学学生寮が増加している中、過去の様々な実践を取り上げる必要性を述べた。富岡会員は、学生定員に占める寮生の割合や通学生との対比など、相対的に学生寮を見ていくべきと指摘した。神辺会員よりは、戦後の学生寮は時代を経るに従って大学関係者の関心がなくなっていったのにもかかわらず、昨今の見直しの動きが活発化していることに対し、興味を語った。一方で吉野会員や松嶋会員からは、学生寮の肯定的側面だけでなく、否定的側面を見ていく必要性が指摘された。

●議論の「場」

以上、一部の紹介にとどまってしまったが、当日の議論を追ってみた。一つの論点から次々と視点が増え、思いもよらぬ展開をみせることが多々あった。良い意味での「延長戦」であり、各会員とも歓談の中、議論が進んだ。

互いの研究を尊重しながら、忌憚なく自由に議論をする。このような「場」は、ニューズレター関係者の研究の発展にとって、今後ますます重要なものとなっていくだろう。今回の懇親会は、本ニューズレターが自由な議論の「場」であり続けることの重要性について、改めて認識する機会ともなった。

第2回執筆者交流会記録(後半)

やまもと たけし

山本 剛 (早稲田大学大学院)

2015年12月13日、神辺氏の御宅をお借りして、第2回月刊ニューズレター交流会が開催された。交流会後半の記録は山本が担当する。

本交流会後半は休憩をはさんで開始された。(…休憩中も寮生活や大学教育に関する尽きない話が展開されていた)

発表者は、小宮山道夫氏、富岡勝氏、神辺靖光氏、松嶋哲哉氏、谷本宗生氏、金澤冬樹氏である。前半に引き続き発表者は本レター執筆者に対して各自質問事項を用意していた。(小宮山氏の発案で各自3点以上)

本稿では、紙幅の関係から主な内容だけ明記しておこう。(以下、発表者順)

はじめに小宮山氏は自己紹介の後、吉野氏へ次のような質問をされた。すなわち、受験に関する研究を回避したほうが良いとする理由のひとつに「ある種のうしろめたさをともなうことも事実である。研究者自らが学歴社会の恩恵に一定程度与っている事実は、否定のしようがないからである」と述べる吉野氏に対して、その「ある種のうしろめたさ」とは何か。また、そのうしろめたさの存在は回避する理由として成り立つのだろうか。さらに、参加者それぞれの「うしろめたさ」を聞きたい、というのであった。

ここでは、主に小宮山氏と吉野氏の受験体験や研究動機が語られた。また、吉野氏は受験に関する研究は当事者の問題として問うことでもあり教育史研究の重要な課題であることを強調された。なお、こうした話題に関連して、今日の『学校沿革史』編纂に際しても、受験雑誌・進学案内は重要な資料であるとの意見もだされ、学校をとらえる際の多角的な視点が大事であるとの意見がだされた。

富岡氏は堤ひろゆき氏について以下、2つの質問をあげられた。すなわち、①第9号「旧制中学校生徒の伝統とスポーツ」の記事で、「第二代校長(本荘太郎)の自治観の評価について、小林有也校長とは違った方面から自治を考えていたのか、それとも生徒の自治の全否定をしたかったのか? 東京府尋常中学校での学友会の経験を参照すると見えてくるものがあるのでは?」という問い、②第10号「長野県松本中学校「相談会」の意思決定」について、「インタビューを活かした記述は興味深い。なぜ「ケツ」をとるかどうかが大きな問題なのか、分析視点は?」という問いである。

上記の質問をあげながら、参加者で「自治」をどのように捉えるのかが話し合われた。なお、堤氏は本交流会欠席のために氏の見解は次回を待つことになった。

続いて、金澤氏への質問として、学生寮が学生にとっていかなる「学びの場」になり得るのか。または、学生定員に占める寮生の割合の変化はどうであるのか。さらには寮生への教育と通学生への教育の関係はどう捉えられるのかがあげられた。ここでは金澤氏による現在の大学の寮の動向を伺いながら、人間形成の問題や寮の教育効果について、さらには集団生活の問題点をも含め話し合われた。

神辺氏は、今日の教育史研究(論文の書き方など)の問題点を指摘された。ここでは学生や学校生活をどう描くかが必要であり、それらに目をむけられる本レター執筆の意義を語られた。とりわけ、神辺氏は谷本氏の稿は今後の教育史研究において示唆に富む内容であると述べられた。ちなみに、神辺靖光氏著の『続 明治の教育史を散策する』(梓出版社、2015年)が刊行されたことをここで併記しておこう。

松嶋氏は、神辺氏への質問として、高等女学校の専攻科や高等科の位置づけ、それらの教育課程の内容について問われた。神辺氏は、女子の教育事情を

説明し、当時の女性の結婚適齢期の問題にも言及して、さらに学びたい女性のための教育内容であることを説明された。

谷本氏は小宮山氏への質問として、森文政期の研究上の魅力はなにかを問われた。ここでは従来の研究に対して、新たな研究地平の宣言として、地方の視野が必要であると確認された。

続いて、谷本氏は、筆者(山本)と金澤氏への質問として、両者の研究テーマは重複している部分もあるが、それぞれの独自性はなんであるのかを問われた。ここでは筆者(山本)は学科課程や教育内容の制度的な内容であり、一方の金澤氏は学寮などの教育環境や暗黙知の視点を重視することが語られた。

最後に、金澤氏は筆者(山本)への質問として、「高等普通教育」と「大学予備教育」を同一に捉えることはどうなのかという問いが出された。ここでは法規上に記載される前のどの時点にその言葉がでてきたのかを調べる必要があることが確認された。

以上、交流会の大まかな概略である。話題は多岐にわたり教育史、今後の研究課題、あるいは現在の大学問題と尽きぬ話しに盛り上がり、参加者それぞれが活発な意見を交換するうちに終了時刻の 17 時になってしまった。いまだ議論は終らず、熱い意見交換と笑いで夢のような幸せな時間を共有し、この上もない教唆や刺激を得ることができた。この場をかりて、このたび会場をご提供くださった神辺氏、楽しい企画を発案し、おいしいお酒を差し入れてくださった小宮山氏、また準備をしていただいた金澤氏に心から感謝申し上げる。次回の交流会が楽しみである。

『月刊ニューズレター 現代の大学問題を視野に入れた教育史研究を求めて』
刊行要項(2015年6月15日現在)

1. (目的) 広い意味で「現代の大学問題へのアプローチを視野に入れた研究」を各執筆者が互いに交流し、研究を進展させていくことを目的にこのニューズレターを発行します。
2. (記事のテーマ) 記事は、広い意味で現代の大学問題へのアプローチを視野に入れた研究であれば、高等教育史だけでなく中等教育史や初等教育史なども含めた幅広いテーマを募集します。
3. (刊行頻度・期間) 研究進展のペースメーカーとするため毎月刊行し、最低限3年間は継続します。
4. (編集委員会・編集世話人) 発行主体は編集委員会とし、編集責任者として編集世話人を設け、当面は富岡勝と谷本宗生が担当します。編集委員は、執筆者の中から数名程度募集します。
5. (執筆者) 執筆者は、最低限1年間参加し、原則として毎月執筆してください。ご希望の方は、編集世話人までご連絡ください。執筆者は、刊行経費として毎年600円を負担してください。
6. (記事の責任) 記事の内容については、執筆者で責任をもって執筆してください。参考文献・引用文献の出典を明らかにするなどの研究上の基本ルールはもちろん守ってください。また、ごまめに、編集世話人の判断によって記事の掲載を見合わせる場合があります。
7. (記事の種類・分量) 記事の種類は、論考、研究上のアイデア、史資料の紹介、先行研究の検討など研究に関するものでしたら何でも結構です。記事1本分の分量は、A5サイズ2枚～4枚ぐらを目安とします。
8. 毎月の刊行をスムーズに行うため、レイアウトなどは簡素なものにとどめます。世話人によるニューズレターの印刷は、国会図書館献本用などごく少数にとどめます。執筆者にはニューズレターのPDFファイルをメールでお送りしますので、各執筆者で必要部数をプリンターで印刷するなどして、まわりの方に献本してください。
9. ニューズレターの内容は、下記のホームページで公開します。
<http://home.hiroshima-u.ac.jp/komiyama/gen-dai-kyou-ken/>
10. ニューズレターを中心とした研究交流をしていきますが、年に1回程度は、必要に応じて執筆者の交流会を開催します。
11. 以上の内容を変更したときは、この要項を改訂していきます。

以上

仕事で、様々な学生に取材する機会があります。改めて感じるのは「青春」の多様性。本当に様々な学生生活があることを実感します。そして、当然ですが千差万別の想いや志。知れば知るほど、学生生活の深さと広さに茫然とします。虚心坦懐、来年以降も謙虚に、そして敬意を持ちながら学生の姿を見つめていこうと思います。(金澤)

実は絵本?好きな私ですが、誕生 60 年を迎えたミッフィーの作者で知られるブルーナさん(1927 年~)は、「絵本の中の主人公たちも必ず正面を向くように描いています。」(『夢を描き続ける力』2015 年、88 頁)と述べています。つねに真摯で直向きな姿勢は、ミッフィーの読者である私もなにか勇気?づけられますね。(谷本)

早いもので本誌も 12 回(一年)ですね。本誌によって、毎回いろいろな視点から教育史を考えることができ、よい刺激になっています。2015 年は新たな職場で、大学史を考えるよい機会を得ました。大学の問題は、あたりまえのことですが歴史からしっかりと学ばなければならないと思います。(山本剛)

先日、品質のよい方眼ノートをお土産にいただくことができました(有り難うございました)。研究に役立つようなノート改造・開発を趣味としている私は、ミシン目を入れるロータリーカッターと穴開けパンチ(ミニ6穴のシステム手帳用)を使って、B5 ノートをシステム手帳に綴じられる研究用メモ帳として改造する方法をあれこれ試して楽しみました。仕事に追われる中、そうしたノート活動の勢いで今月の記事も何とか書きました。以前読んだ史料もニューズレターの記事を書くためにノートに書き出してあれこれメモを入れると違った顔が見えてくるのが不思議です。(富岡)

切りよく岩手県の事例で 2015 年を閉じたかったのですが、準備が足りず締めとなるような話題に持ち込めませんでした。このため福島県調査で近頃出会った記事の紹介となりました。なし崩し的に福島編突入、といったことになりそうです。有志交流会の余韻を楽しみながら、かつ最後の最後で穴を空けそうで焦りながら、の入稿です。一年間ありがとうございました。(小宮山)

ニュースレターの原稿執筆、「私、完走できるのかしら?」と思いながら何とか12月(地点?)までやって来ました。ゴールはまだ先ですが、無事に完走したいと思います。ところで、今年は本当に色々と忙しく、何かと大変な一年でした。しかし、今年も沢山の方々とお会いできたし、色々と学び教えられることが多い一年だったような気がします。こうやって無事に年末を迎えられること、沢山の方々に感謝の一言です。(井上)

一昨年より、本業の傍ら某短大の年史編纂に携わっており、その締切がいよいよ目前に迫ってきました。そちらの執筆に専念するため、年明けからしばらくの間休会させていただくことになりました。同人および読者の皆様、今年一年ありがとうございました。どうかよいお年をお迎えください。(田中智子)

本ニュースレターを印刷される場合、Adobe Reader などの「小冊子印刷」機能を使ってA4サイズ両面刷りにすれば、ちょうどA5サイズの小冊子になります。

